

鳥取市補助金カルテ

NO.	329	担当課	河原町総合支所地域振興課	外線	0858-71-1722
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市文化芸術に関する補助金（文化振興費） ※河原町文化協会				
概要	河原町文化協会が実施する「河原町民合唱団定期演奏会」の開催費補助				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2301）文化芸術によるまちづくりの推進				
創設年度	H18	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	文化振興費（河原町地域振興課）					
R 7 予算	88千円					
R 7 予算 積算根拠	定期演奏会開催に必要な経費から他団体からの補助金を差し引いた残額を補助金として算出。			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	88
				R 5	1	88
				R 4	1	88
				R 3	1	88
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市河原町文化協会
交付要件	・市内に主たる事務所または活動の拠点を有し、団体の構成員に市民が過半数を占めると認められること。・団体の規約を有し、かつ、その代表者の氏名及び住所が明らかであること。・事業を実施するに当たり、明確な会計経理がなされ、またはなされると認められること。・事業実績があり、または事業が完遂できると認められること。
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、文化団体（連合体）組織育成補助、助成費、その他補助事業の実施に必要と認められる経費とする。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 団体は自己財源がないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	入場料の設定など団体の自主財源の確保等の可能性についての検討
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	330	担当課	河原町総合支所産業建設課	外線	0858-71-1726
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市河原町あゆ祭事業補助金				
概要	あゆ祭り企画実行委員会が実施する「鳥取市河原町あゆ祭」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在型観光の推進				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	あゆ祭補助金					
R 7 予算	5,145千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	対象経費 5,145千円×10/10			R 6 (見込)	1	5,145
				R 5	1	5,145
				R 4	0	0
				R 3	1	62
				補助率・補助額		
特定財源			なし(一般財源、基金繰入のみ)			
				上限額	設定なし	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	あゆ祭企画実行委員会				
交付要件	鳥取市河原町あゆ祭を企画・実行する団体				
対象経費	あゆ祭開催に必要な経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	5
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 実行委員会は自己財源がないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-2 河原町全体で行う規模の大きいイベントであるため、事務量等を勘案すれば、短期間に膨大な事務を担うことのできる団体が存在しないため。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	規模の縮減などの検討やクラウドファンディングなど新たな収入獲得の模索
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、特定団体への同額交付が複数年続いている。